第八条の二十五第一項中「とは、」の下に「前年度末までに」を加え、「最近の国勢調査」を「国勢調査のうち最近のもの」に改め、同条第二項中「により」の下に「前年度末までに」を加え、「最近の国勢調査」を「国勢調査のうち最近のもの」に、「この条」を「この項及び次項」に改める。

第八条の三十二第一項第七号イ中「（昭和四十二年法律第八十一号）」を削る。

第十条第三項に後段として次のように加える。

この場合における総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第四条第二項の規定の適用については、同項中「電子署名を行い」とあるのは、「電子署名（当該申請等を行う者が法人である場合であって、当該法人の代表者があらかじめ地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第十条第三項に規定する指定法人を通じて、地方団体の長に当該申請等の提出の委任に関する届出を行った場合には、当該委任を受けた者（当該法人の役員及び職員に限る。）の電子署名を含む。以下この項において同じ。）を行い」とする。

第十条第四項中「（平成十五年総務省令第四十八号）」を削り、「であつて」を「であって」に改め、「もの」の下に「（次項において「指定法人」という。）」を加え、「」とする」を「」と、同条第二項中「電子署名を行い」とあるのは「電子署名（当該申請等を行う者が法人である場合であって、当該法人の代表者があらかじめ指定法人を通じて、地方団体の長に当該申請等の提出の委任に関する届出を行った場合には、当該委任を受けた者（当該法人の役員及び職員に限る。）の電子署名を含む。以下この項において同じ。）を行い」とする」に改める。

第十条の二第四項に後段として次のように加える。

この場合における総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第四条第二項の規定の適用については、同項中「電子署名を行い」とあるのは、「電子署名（当該申請等を行う法人の代表者があらかじめ地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第十条の二第四項に規定する指定法人を通じて、地方団体の長に当該申請等の提出の委任に関する届出を行った場合には、当該委任を受けた者（当該法人の役員及び職員に限る。）の電子署名を含む。以下この項において同じ。）を行い」とする。

第十条の二の六の見出しを「（政令第四十八条の十二の二第一項等の割合等）」に改め、同条第一項中「第四十八条の十三第八項及び第三十項に規定する総務省令」を「第四十八条の十二の二第一項、第四十八条の十二の三第一項並びに第四十八条の十三第八項及び第三十項に規定する総務省令」に改め、同項第一号イ及び第二号中「政令」の下に「第四十八条の十二の二第一項、第四十八条の十二の三第一項並びに」を加え、同条第四項中「第三百二十一条の八第二十四項」を「第三百二十一条の八第二十六項」に改める。

第十条の二の七第二項中「第三百二十一条の八第三十四項」を「第三百二十一条の八第三十六項」に改め、同項第三号中「第三百二十一条の八第三十三項」を「第三百二十一条の八第三十五項」に改める。

第十条の四第一項中「堺市の区域」の下に「、守口市の区域、門真市の区域」を加え、同条第二項を次のように改める。

2　政令第四十九条の五第四項の表第一号に規定する総務省令で定める区域は、守口市の区域及び門真市の区域とする。

第十条の七の三第七項第二号中「事業」の下に「（無料又は低額な費用で介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設を利用させる事業に限る。）」を、「通じた入所者」の下に「（介護保険法第四十八条第一項第二号に掲げる介護保健施設サービス（以下この号において「介護保健施設サービス」という。）を受けた者に限る。）」を、「施設介護」の下に「（介護保健施設サービスに限る。）」を、「算定した費用」の下に「（介護保健施設サービスに要したものに限る。）」を、「掲げる費用」の下に「（介護保健施設サービスに要したものに限る。）」を加え、「同法第四十八条第一項第二号に掲げる」を削り、「以下この項」を「次号及び第四号」に改め、「係る」の下に「介護老人保健施設」を加え、同項第三号及び第四号中「係る」の下に「介護老人保健施設」を加え、同項に次の三号を加える。

五　社会福祉法第二条第三項第十号に掲げる事業（無料又は低額な費用で介護保険法第八条第二十九項に規定する介護医療院を利用させる事業に限る。）を実施する者の前事業年度を通じた入所者（介護保険法第四十八条第一項第三号に掲げる介護医療院サービス（以下この号において「介護医療院サービス」という。）を受けた者に限る。）の総延数に対する生活保護法第十五条の二第一項に規定する介護扶助のうち同項第四号に掲げる施設介護（介護医療院サービスに限る。）を受けた者並びに無料又は介護保険法第四十八条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用（介護医療院サービスに要したものに限る。）の額及び介護保険法施行規則第七十九条各号に掲げる費用（介護医療院サービスに要したものに限る。）の額の合計額の十分の一に相当する金額以上を減額した費用により介護医療院サービスを受けた者の延数の割合（次号及び第七号において「無料又は低額利用に係る介護医療院入所者の割合」という。）が百分の十以上である事業の用に供する固定資産

六　無料又は低額利用に係る介護医療院入所者の割合が百分の五以上百分の十未満である事業の用に供する固定資産（無料又は低額利用に係る介護医療院入所者の割合から百分の五を減じた割合に五を乗じた割合に百分の七十五を加えて得た割合に相当する部分に限る。）

七　無料又は低額利用に係る介護医療院入所者の割合が百分の二以上百分の五未満である事業の用に供する固定資産（無料又は低額利用に係る介護医療院入所者の割合から百分の二を減じた割合に十五を乗じた割合に百分の三十を加えて得た割合に相当する部分に限る。）

第十一条第三項中「第二条第一項第二号」を「第三条第一項第二号」に改め、同項第一号及び第二号中「第二条第一項第三号」を「第三条第一項第三号」に改める。

第十四条第三項に後段として次のように加える。

この場合における総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第四条第二項の規定の適用については、同項中「電子署名を行い」とあるのは、「電子署名（当該申請等を行う者が法人である場合であって、当該法人の代表者があらかじめ地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第十四条第三項に規定する指定法人を通じて、地方団体の長に当該申請等の提出の委任に関する届出を行った場合には、当該委任を受けた者（当該法人の役員及び職員に限る。）の電子署名を含む。以下この項において同じ。）を行い」とする。

第十五条の六の三　法第四百七条第五号に規定する総務省令で定める者は、精神の機能の障害により固定資産評価員の職務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

第十六条の二の見出しを「（卸売販売業者等が徴する書類）」に改め、同条に次の一項を加える。

2　第八条の二の規定は、法第四百六十五条第四項の規定により卸売販売業者等が小売販売業者である卸売販売業者等から徴する書類について準用する。

第十六条の二の二を次のように改める。

（加熱式たばこの重量の計算から除外されるものの範囲）

第十六条の二の二　法第四百六十七条第三項第二号に規定する総務省令で定めるものは、フィルターのほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　加熱式たばこ（次号に掲げる加熱式たばこの喫煙用具を除く。）　当該加熱式たばこに巻かれた紙及び葉たばこ（たばこ事業法第二条第二号に規定する葉たばこをいう。）が充塡されている容器

二　法第四百六十六条の二の規定により製造たばこみなされる加熱式たばこの喫煙用具　当該加熱式たばこの喫煙用具に充塡した同条に規定するグリセリンその他の物品又はこれらの混合物以外のもの

第十六条の五の五第一項第一号中「、第二項又は第三項」を「又は第二項」に改める。

第二十四条の五の二第三号及び第四号中「第二条第一項第三号」を「第三条第一項第三号」に改め、同条第五号中「第二条第一項第二号ハ」を「第三条第一項第二号ハ」に、「第二条第一項第三号」を「第三条第一項第三号」に改める。